

第 5 4 号 議 案

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 2 1 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市スポーツ推進審議会委員の任期満了に伴い、後任委員を任命しようとするものである。

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

久留米市スポーツ推進審議会条例第4条により、下記の者を久留米市スポーツ推進審議会委員に任命する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
学識経験者	ミツノ リョウイチ 満園 良一	久留米大学人間健康学部スポーツ医科学科教授	令和4年 1月1日 ～ 令和5年 12月31日
	ホリ ヒデユキ 堀 秀行	保健医療経営大学学長	
市議会	ソウダ コウイチロウ 早田 耕一郎	久留米市議会議員	
	モリサキ マサキ 森崎 巨樹	久留米市議会議員	
	マツノブ ヨウイチ 松延 洋一	久留米市議会議員	
学校体育	モトムラ マサオ 本村 政夫	久留米市中学校体育連盟副会長	
	イワキ キミコ 岩城 紀美子	篠山小学校教諭	
関係団体等	ナカムラ トシハル 中村 敏治	久留米市野球連盟理事長	
	ツカモト ミユキ 塚本 深雪	久留米市剣道連盟事務局	
	タナカ タカコ 田中 太嘉子	久留米市カヌー協会理事	
	ナカムラ トモミ 中村 智美	総合型地域スポーツクラブクラブマネージャー	
	ヨシダ タダタカ 吉田 忠隆	(公財)久留米市スポーツ協会常務理事兼事務局 局長	
その他市長が 特に必要と認 めた者	タカマツ ノブコ 高松 信子	久留米市スポーツ推進委員連絡協議会副会長	
	コガ キミコ 古賀 喜美子	久留米市スポーツ推進委員連絡協議会理事	
	マツフジ ノリコ 松藤 倫子	健康運動指導士	
	イデ ヒロシ 井手 浩	障害者スポーツ指導員	
	タケムラ マサタカ 竹村 政高	久留米市市民文化部長	

久留米市スポーツ推進審議会委員 新旧対照表

区 分	旧 (R2. 1. 1～R3. 12. 31)		新 (R4. 1. 1～R5. 12. 31)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
学識経験者	ミツノノ 満園 リョウイチ 良一	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科教授	ミツノノ 満園 リョウイチ 良一	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科教授
	ホリ 堀 ヒデユキ 秀行	保健医療経営大学学長	ホリ 堀 ヒデユキ 秀行	保健医療経営大学学長
市議会	ソウダ コウイチロウ 早田 耕一郎	久留米市議会議員	ソウダ コウイチロウ 早田 耕一郎	久留米市議会議員
	モリサキ マサキ 森崎 巨樹	久留米市議会議員	モリサキ マサキ 森崎 巨樹	久留米市議会議員
	マツノブ ヨウイチ 松延 洋一	久留米市議会議員	マツノブ ヨウイチ 松延 洋一	久留米市議会議員
学校体育	モトムラ マサオ 本村 政夫	久留米市中学校体育連盟副 会長	モトムラ マサオ 本村 政夫	久留米市中学校体育連盟副 会長
	イワキ キミコ 岩城 紀美子	篠山小学校教諭	イワキ キミコ 岩城 紀美子	篠山小学校教諭
関係団体等	ナカムラ トシハル 中村 敏治	久留米市野球連盟理事長	ナカムラ トシハル 中村 敏治	久留米市野球連盟理事長
	オオトモ クニコ 大友 久仁子	久留米市剣道連盟事務局	ツカモト ミユキ 塚本 深雪	久留米市剣道連盟事務局
	タナカ タカコ 田中 太嘉子	久留米市カヌー協会理事	タナカ タカコ 田中 太嘉子	久留米市カヌー協会理事
	ナカムラ トモミ 中村 智美	総合型地域スポーツクラブ クラブマネジャー	ナカムラ トモミ 中村 智美	総合型地域スポーツクラブ クラブマネジャー
	ヨシダ タダタカ 吉田 忠隆	(公財)久留米市スポーツ 協会常務理事兼事務局長	ヨシダ タダタカ 吉田 忠隆	(公財)久留米市スポーツ 協会常務理事兼事務局長
その他市長 が特に必要 と認めた者	イデ ヒロシ 井手 浩	障害者スポーツ指導員	イデ ヒロシ 井手 浩	障害者スポーツ指導員
	タカマツ ノブコ 高松 信子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会副会長	タカマツ ノブコ 高松 信子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会副会長
	コガタ キミコ 古賀 喜美子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会理事	コガタ キミコ 古賀 喜美子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会理事
	マツフジ ノリコ 松藤 倫子	健康運動指導士	マツフジ ノリコ 松藤 倫子	健康運動指導士
	タケムラ マサタカ 竹村 政高	久留米市市民文化部長	タケムラ マサタカ 竹村 政高	久留米市市民文化部長

○ **スポーツ基本法**（平成23年6月24日法律第78号）〈抜粋〉

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

○ **久留米市スポーツ推進審議会条例**（平成23年12月14日久留米市条例第35号）〈抜粋〉

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、本市に久留米市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について教育委員会の諮問に応じ調査審議し、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議する。

（1）法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

（委員の任命）

第4条 委員は、スポーツに関して優れた見識を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第 5 5 号議案

久留米市立小学校小規模特認校制度について及び久留米市立小学校における小規模特認校制度の運用についてを廃止する方針について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 2 1 日

久留米市教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市立小学校小規模特認校制度等について、令和 4 年 3 月 3 1 日をもって廃止しようとするものである。

久留米市立小学校小規模特認校制度について及び久留米市立小学校における小規模特認校制度の運用についてを廃止する方針について

次に掲げる制度及び運用は、廃止する。

- (1) 久留米市立小学校小規模特認校制度について（平成25年4月23日25学教第109号）
- (2) 久留米市立小学校における小規模特認校制度の運用について（平成27年8月17日27学教第969号）

附 則

この方針は、令和4年4月1日から施行する。

第 5 6 号議案

久留米市立小学校小規模化対応方針の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 2 1 日

久留米市教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市立小学校小規模特認校制度の廃止に伴い、久留米市立小学校小規模化対応方針の一部を改正しようとするものである。

久留米市立小学校小規模化対応方針の一部改正について

久留米市立小学校小規模化対応方針（平成30年10月19日30学
教第1324号）の一部を次のように改正する。

第6項第2号イ後段を削る。

附 則

この方針は、令和4年4月1日から施行する。

久留米市立小学校小規模特認校制度について及び 久留米市立小学校小規模特認校制度の運用についての廃止と 久留米市立小学校小規模化対応方針の一部改正について

- 第 55 号議案 久留米市立小学校小規模特認校制度について及び久留米市立小学校における小規模特認校制度の運用についてを廃止する方針について
第 56 号議案 久留米市立小学校小規模化対応方針の一部改正について

1 概要

小規模特認校制度は、小学校の小規模化に伴う複式学級の回避・解消と学校の活性化を目的として、平成25年度に導入しました。大橋小・下田小・浮島小・柴刈小の4校を小規模特認校に認定し、市内の学校から児童募集を行い、指定校の変更を許可するものです。

平成30年策定の「久留米市立小学校小規模化対応方針」や、下田・浮島・城島小学校の統合の取組を踏まえ、小規模特認校制度の在り方について検証を行った結果、この度、久留米市立小学校小規模特認校制度を廃止するものです。

2 小規模特認校制度の在り方に伴う検証の経過

(1) 平成27年8月教育委員会における評価と制度運用の見直し

- 平成27年2月の「久留米市立小学校の教育課題を見据えた小規模化への対応について」の最終答申の中で、小規模特認校制度は「長期的、抜本的な小規模化対策としては十分な効果が期待できない」とされたことを受け、同年8月、目的別の評価を行いました。

<評価の内容>

- ・著しく児童数が減少していない場合には複式学級編制を回避できるが、著しく児童数が減少している場合は、複式学級編制の解消には至らない。
 - ・児童数が増加したことから、学習面や人間関係の面において、地元児童の刺激になり学校の活性化等につながった。
 - ・一方で、遠距離かつ長時間となる通学の安全性の確保のほか、PTA活動や地域行事等への参画に配慮せざるを得ない事例が生じており、今後、小規模特認校児童の割合が増加した場合、このような課題が深刻化することが懸念される。
 - ・長期的、抜本的な小規模化対策としては有効ではなく、十分な効果が期待できない。
- 小規模特認校制度運用の見直しでは、「成果が期待できる学校を選定して制度を導入することで、学校小規模化対応の一方策として活用し、制度導入・児童募集にあたっては、必要性や適時性等を十分に議論し、教育委員会での議決により決定する」としています。

(2) 令和3年度の検証

- 小規模特認校制度の運用実績や「久留米市立小学校小規模化対応方針」、令和3年4月の下田小・浮島小・城島小学校の統合事例をもとに、小規模特認校制度の在り方について改めて検証を行いました。平成27年8月の目的別の評価に加え、新たに以下のような課題が生じています。

<検証結果>

- ・今後の小規模校への対応として、望ましい学校規模（1学年が複数の学級で構成される規模）をめざす学校統合を基本方策とする方針を定めている。
- ・小規模特認校を対象とした学校統合を進める際は、特認校児童にとっては再度の就学校の変更を余儀なくされ、大きな心理的負担となる懸念がある。
- ・小規模特認校制度では通学支援を行っており、制度を継続した場合、少子化により小規模特認校が増加し、通学支援による財政負担が増加する可能性がある。

3 小規模特認校制度の廃止に伴う対応

(1) 久留米市立小学校小規模化対応方針の一部改正

久留米市立小学校小規模特認校制度の廃止に伴い、「久留米市立小学校小規模化対応方針」を以下のとおり、一部改正します。

<改正内容>

・対応方針9頁「6対応の方策（2）検討の優先順位等」イ中（改正前）

「また、一時的に特定の学年にのみ複式学級が発生する小学校については、児童数の推計を注視しつつ、小規模特認校制度の導入等の検討を行う。」

↓

・対応方針9頁「6対応の方策（2）検討の優先順位等」イ中（改正後）

削除

(2) 指定校変更制度の運用見直し

大規模校などに馴染めない児童への対応として、指定校変更制度の柔軟な運用を図ります。

(3) 今後の小規模校への対応

市教育委員会は、令和2年度に本格実施された新学習指導要領に基づき、主体的・対話的で深い学びの推進のために、「久留米市立小学校小規模化対応方針」の基本姿勢のとおり、クラス替えができ、複数の担任が配置される1学年2クラス以上の規模が、望ましい学校規模であると考えています。

また、少子化による児童数の減少に伴う学校小規模化に加え、学校施設の老朽化や教育ICT化などに対応した教育環境を整備していくことも求められており、一時的な複式学級の回避・解消ではなく、全市的かつ計画的に小学校の統合を進めていく必要があると考えています。

1 小規模特認校制度のこれまでの実績

(1) 小規模特認校を希望した理由

- ・ 自然が多い、学校の落ち着いた雰囲気、少人数で教師の目が行き届きやすいなどの環境面
- ・ 学校の教育目標や学習、生活面の取組内容
- ・ 少人数の学校の方が馴染みやすい
- ・ 現在の学校での友達関係に悩んでいる など

(2) 総括表

- ・ 卒業まで就学した児童は約 53%です。
- ・ 原則、卒業まで就学するとしていましたが、約 42%が何らかの理由で転居、転出しています。
- ・ H26～R2 年度までの 7 年間で、26,423 千円の通学支援を行っています。

	大橋小	下田小	浮島小	柴刈小	計
入学・転入学	12人	20人	10人	10人	52人
卒業	9人	12人	6人	1人	28人
転居・転出（統合含む）	3人	8人	4人	7人	22人
R3 年度在籍児童	0人	0人	0人	2人	2人
通学支援 決算額	3,533千円	12,812千円	7,827千円	2,251千円	26,423千円
児童募集年度	H25-H26	H25-H26	H25-H26	H28	

* 入学児童数には、きょうだい児を含む。

* 柴刈小の転居・転出人数のうち 3 名は柴刈小校区内へ転居している。

(3) 特認校児童の卒業後の進路

- ・ 特認校児童は、特認校の指定中学校への進学もできる制度設計にしていますが、特認校の指定中学校へ進学した児童は 25%となっています。

	大橋小	下田小	浮島小	柴刈小	計	
卒業児童数	9	12	6	1	28	
うち進学先	指定中学校（指定校）	2	7	1	0	10
	特認校の指定中学校	4	2	0	1	7
	私立中学校	1	1	3	0	5
	その他（市外等）	2	2	2	0	6

(4) 城島地域 3 小学校統合における状況

- ① R2 年度の小規模特認校児童の状況と R3 年度の就学先（6 年生を除く）
- ・ 下田小、浮島小から城島小へ就学した児童は 2 名、本来の指定校へ就学した児童は 2 名です。

- ・学校統合の協議を行う中で、下田小、浮島小の保護者からは「児童が卒業するまで統合は待って欲しい」、「統合するなら通わせていなかった」などの意見が出されていました。

② 小学校統合に伴う対応

小規模特認校児童保護者に対しては、以下のような対応を行っています。

- ・保護者や児童への影響（統合後の就学先等）に対する個別相談会の開催。
- ・城島小への就学のため、「指定校変更制度」に新たな要件（小学校統合）を追加。
- ・指定校（城島小以外）に就学する場合の交流（見学）や制服等の補助などの支援。
- ・統合後の城島小への通学支援（小規模特認校児童の経過措置：実績なし）。

2 久留米市立小・中学校通学区域審議会での主な意見

- 小規模校を選ぶ背景には、大規模校に馴染めないという理由もあるのではないかと。小規模特認校制度を廃止するのであれば、大規模校に馴染めない児童への配慮が必要である。
- 少子化の中では学校の小規模化を避けることは難しい。早く整理して次のアクションに移る必要がある。
- 本制度について平成27年にある程度の方向性をこの審議会に出している。また、特認校児童にとっては、プラスの面もあるが、小学校統合を進める段階においては、指定校に戻るか統合する小学校に行くか判断があり、逆に混乱するのではないかとという面もあった。
- 平成27年8月の評価の中に「PTA活動などへの参画に配慮せざるを得ない事例が生じている」とあるが、保護者同士の十分な協力体制が構築されていた事例もあるので、表現に配慮して欲しい。

第 2 1 号議案

久留米市立小学校における小規模特認校制度の導入について

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 4 月 2 3 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市立小学校において、平成 2 6 年 4 月 1 日から通学区域の弾力的運用を行う小規模特認校制度を導入しようとするものである。

久留米市立小学校小規模特認校制度について

1 小規模特認校制度の目的

少人数を生かした特色ある教育活動に賛同する保護者の子どもを受入れ、複式学級の回避・解消と学校の活性化を図ることを目的とする。

2 小規模特認校入学・転入学の基本的な考え方

児童が就学する学校は、教育委員会が定めた通学区域（久留米市立小中学校の通学区域に関する規則）により指定されるが、現在、複式学級校となっている浮島小学校と、平成 26 年度に複式学級校となる見込みの下田小学校、大橋小学校の計 3 校において特色ある学校運営を進めつつ、当該校における教育を受けさせることを希望する場合に一定条件を付して通学区域外からの就学を認める。

3 小規模特認校及び通学区域等

学校名	所在地	通学区域
久留米市立 大橋小学校	久留米市大橋町合楽 1081 番地	久留米市内全域
久留米市立 下田小学校	久留米市城島町下田 251 番地	久留米市内全域
久留米市立 浮島小学校	久留米市城島町浮島 234 番地 1	久留米市内全域

ただし、小規模特認校対象の 3 校区及び草野小学校区に居住している児童はこの制度の適用から除外する。

(案)

第21号議案「久留米市立小学校における小規模特認校制度の導入について」
に対する意見

小規模校は教育上の課題が大きく、特に過小規模校（複式学級校）の課題は深刻で、その対応は最優先課題であると考えます。久留米市立小学校において、小規模化への対応策について以下の意見を附す。

1. 全国で少子化が進んでいく中で、久留米市の児童数の将来推計からすると、現状の小学校の数を保ち、かつ児童数を増やすということは困難であると考えます。
2. 小規模特認校制度を導入したからといって、必ず上手くいくとは言い切れない。他市では失敗事例もあり、複式学級が解消していない学校もある。厳しいかもしれないが、統合を視野において議論を尽くすほうが子どものためになると考える。
3. スクールバス等を運行して遠方の子どもを集めるよりも、学校統合を行うほうが、子どもたちにとっては地元を拡大して考えることができるし、中一ギャップの課題解消の面からも良策と考える。

また、子どもの教育を第一義に考えた場合に、複式学級で、一人で理科の実験を行ったり、一時限の授業の半分の時間を自習で過ごしたりすることは、学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少なくなるという点で、望ましい環境ではない。

以上のことから、小規模化への対応としては、過小規模校を含め、小規模校全体を視野に入れた今後のあり方等について、速やかに基本方針を策定し、その方針に基づく方策を実施すべきであるが、そこに至る過程の小規模化対策として、小規模特認校制度を導入することに賛成する。

第 6 2 号 議 案

久留米市立小学校における小規模特認校制度の運用に
ついて

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 8 月 2 0 日

教育長 堤 正則

提案理由

小規模特認校制度に係る評価を踏まえ、今後、学校小規模化の対応の一方策として有効活用を図る観点から、運用の考え方等を定めようとするものである。

久留米市立小学校における小規模特認校制度の運用について

1 制度活用 of 基本的な考え方

(1) 小規模特認校制度については、その評価において、制度上の限界や課題が明らかとなったものの、一定の条件下では複式学級編制を回避できた成果等を、今後の運用等に活かすことは可能であると考えます。このようなことから、今後については、慎重な検討の下に一定の成果が期待できる学校を適切に選定して制度を導入することで、学校小規模化の対応の一方策として活用を図る。

(2) 適切な制度運用のために、制度導入・児童募集の考え方を定めるとともに、考え方に適合する学校であっても、必要性や適時性等を十分に議論し、教育委員会での議決により対応を決定する。

2 制度導入・児童募集の考え方

(1) 基本として、次のアからウまでの全ての条件を満たす学校を、小規模特認校制度の導入対象とする。

ア 推計により複式学級の編制が見込まれるが、その拡大には至らないこと。

イ 複式学級編制の回避等のために必要な児童数が確保できる見込みがあること。

ウ 制度実施により、学校における転入学児童数の占める割合が著しく増大し、家庭や地域との連携等に大きな影響を及ぼす懸念がないこと。

(2) 制度の導入後、次のいずれかに該当する場合は、原則として児童募集を行わない。

ア 複式学級編制を回避・解消し、推計においても複式学級編制の見込みが無いとき。

イ 複式学級編制の回避・解消が非常に困難であると認められるとき。

久留米市立小学校小規模化対応方針（平成30年10月策定）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>略</p> <p>6 対応の方策等</p> <p>（1）基本姿勢</p> <p>略</p> <p>（2）検討の優先順位等</p> <p>ア 既に複式学級が発生している学校</p> <p>略</p> <p>イ 今後、複式学級の発生が見込まれる学校</p> <p>今後、児童数の推計において複式学級が発生し、さらに拡大・固定化する見込みの小学校については、順次、対応の検討を行う。また、<u>一時的に特定の学年にのみ複式学級が発生する小学校については、児童数の推計を注視しつつ、小規模特認校制度の導入等の検討を行う。</u></p> <p>ウ 望ましい学校規模を下回る学校</p> <p>略</p> <p>以下、略</p>	<p>略</p> <p>6 対応の方策等</p> <p>（1）基本姿勢</p> <p>略</p> <p>（2）検討の優先順位等</p> <p>ア 既に複式学級が発生している学校</p> <p>略</p> <p>イ 今後、複式学級の発生が見込まれる学校</p> <p>今後、児童数の推計において複式学級が発生し、さらに拡大・固定化する見込みの小学校については、順次、対応の検討を行う。</p> <p>ウ 望ましい学校規模を下回る学校</p> <p>略</p> <p>以下、略</p>

教育委員会後援事業等に関する報告

R3.11.5からR3.12.6受付分まで
※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和3年11月27日(土)～ 28日(日) 11:00～18:00	第46回日本ハンドボール リーグ福岡・久留米大会	福岡県ハンドボール協 会	久留米アリーナ	後援	体育スポー ツ課
2	令和3年12月12日(日) 9:00～17:00	第40回福岡県杖道大会	福岡県剣道連盟	野中生涯学習セン ター	後援	体育スポー ツ課
3	令和4年1月29日(土)～ 30日(日) 9:00～17:00	第26回三潴カップU12、第 17回三潴カップU10	FCグランディール三潴	県営筑後広域公園	後援	体育スポー ツ課
4	令和3年12月5日(日) 7:00～19:00	福岡県高等学校剣道新人 大会 県予選会	福岡県高等学校体育連 盟	久留米アリーナ	後援★	体育スポー ツ課
5	令和3年12月11日(土) 11:00～16:00	Christmas Market with ハ レルーヤマルシェ	特定非営利活動法人 くるぶら	合川みらい保育園	後援	学校教育 課
6	令和3年11月22日(月)～ 令和4年1月22日(土) 10:30～12:00	ヒューマンアカデミーロボッ ト教室 ロボット製作・無料体験会	ヒューマンアカデミー 株式会社	〒830-0037 久留米 市諏訪野町2162 錦 芳ビル2階 〒830-0052 久留米 市上津町1918-5 〒830-0072 久留米 市安武町安武本 3301 フソーシステム 内	後援★	学校教育 課
7	令和3年12月6日(月) 14:00～16:00	2021日産労連NPOセンター 「ゆうらいふ21」 第45回クリスマスチャリ ティー公演	特定非営利活動法人 NPOセンター「ゆうらい ふ21」	久留米シティプラザ	後援★	学校教育 課
8	令和4年2月6日(日) 14:00～	吹奏楽団ゆうすい 第10回 定期演奏会	吹奏楽団ゆうすい	石橋文化ホール	後援	生涯学習 推進課
9	令和3年12月7日(火)～ 12月12日(日)10:00～19:00	第14回久留米連合文化会 工芸部作品展	久留米連合文化会	久留米市一番街多 目的ギャラリー	後援	生涯学習 推進課
10	令和4年1月30日(日)～ 2月2日(水)10:00～17:00	第40回久留米連合文化会 会員華道展	久留米連合文化会	久留米シティプラザ 展示室 2, 3	後援	生涯学習 推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
11	令和4年4月16日(土)、 17日(日)10:00~18:00	華道家元池坊 久留米支 部花展	池坊久留米支部	久留米シティプラザ 展示室 1, 2, 3	後援	生涯学習 推進課
12	令和4年3月6日(日) 11:00、13:30、16:00開演	春のおやこ人形劇場「どん ぐりと山猫というはなし」	特定非営利活動法人舞 台アート工房・劇列車	久留米シティプラザ・ Cボックス	後援	生涯学習 推進課
13	令和4年4月17日(日) 13:30~16:00	くるめシティープラスの音楽 会 vol.21	くるめシティープラス	石橋文化ホール	後援	生涯学習 推進課
14	令和4年1月22日(土) 9:00~17:00	第6回喜多流「久留米座」 能	久留米座演能実行委員 会	久留米シティプラザ 久留米座	後援	生涯学習 推進課

令和3年第4回（12月）久留米市議会一般質問回答要旨
質問一覧（教育部関連）

質問議員	質問内容
<個人>	
田中 功一 議員	1 医療的ケア児の支援について (1) 現状と課題について (2) 今後の取組について
轟 照隆 議員	1 久留米市学校施設長寿命化計画について (1) 基本的な考え方と計画策定後の取組状況について (2) 今後の長寿命化対策について 2 小学校・中学校における不登校対応について (1) 不登校児童生徒の実態をどのように捉えており、その解消に向けた基本的な考え方は
吉武 憲治 議員	1 時代の潮流を踏まえた学校・保護者・地域との連携について (1) 児童思春期精神科病棟の院内学級における教職員の充実について (2) 令和4年度からの中学校新標準服（制服）への移行について (3) 中学校部活動の今後の方向性について
堺 太一郎 議員	3 教育行政について (1) 大久保市政のICT教育の推進について
権藤 智喜 議員	1 GIGAスクール構想について (1) これまでの取組と成果・課題について (2) コンピュータ端末を活用した授業について
松岡 保治 議員	2 久留米市の教育ICTについて (1) 身体への影響と依存性について
藤林 詠子 議員	2 学校教育について (1) 就学相談の現状、課題、今後の在り方について (2) 発達障害のある児童生徒への支援について

(教育部関係)

質問一覧（市民文化部関連）

質問議員	質問内容
<個人>	
轟 照隆 議員	3 スポーツ振興について (1) 子供のスポーツ参加について

(市民文化部関係)

個人

一問一答方式

【質問議員】

田中 功一 議員

【質問要旨】

- 1 医療的ケア児の支援について
(1) 現状と課題について

【質問趣旨】

- ①特別支援学校内に設置した在籍校の病弱特別支援学級の学校活動の状況や、対象児童・保護者の反応とともに、学校同士の連携について
- ②今年度の対応に対する課題と、中学進学時の対応について
- ③医療的ケア児に関する国の財政支援の在り方について、学校と保育所の支援の違いと教育委員会の対応について

【質問 1】

特別支援学校内に設置した在籍校の病弱特別支援学級の学校活動の状況や、対象児童・保護者の反応とともに、学校同士の連携について

【回答 1】

- 1 市教育委員会の基本的な考え方

医療的ケア児への対応につきましては、児童生徒の生命と健康を第一として、より安全に学ぶために、その子の医療的ケアの状態に十分配慮されたものでなければならぬと考えております。

- 2 学校活動の状況や対象児童・保護者の受け止め方

お尋ねの児童への対応としましては、今年度、在籍校の病弱特別支援学級を久留米特別支援学校内に分教室として設置し、医療的ケアを実施しています。

この取組において、対象児童は、週4日は特別支援学校内の分教室で、個に応じた学習を行い、週1日は、在籍校の交流学級で学んでおり、自分のペースやその時々体調に応じて学習が進められる環境があることに、安心感を持って学校生活を送ってられるものと認識しています。

また今回、看護師が常時対応できる体制を整えたことで、保護者の付き添いなく毎日学校で学習できるようになり、保護者にも一定評価されているものと考えています。

- 3 学校間の行き来や学校同士の連携について

在籍校と特別支援学校の移動は、交通手段の確保や移動時の医療的ケアの対応が難しいことから、1日単位で、在籍校と特別支援学校とで過ごすこととしています。

そのため、在籍校と特別支援学校は、それぞれの学校への登校日やそれに伴う給食の調整のほか、緊急時のシミュレーションなどについても連携しながら、当該児童の学びの体制を整えています。

【質問 2】

今年度の対応に対する課題と、中学進学時の対応について。

【回答 2】

- 1 今年度の対応に対する課題について

今年度の対応については、保護者や当該児童に、一定のご理解をいただいておりますが、一方で、見えてきた課題もございます。

一つは、在籍校での学びの時間が少ないことから、在籍校内に特別支援学級を設置した場合と比べると、当該児童と在籍校の児童や教職員との距離感も遠

くならざるを得なかったという点です。

もう一つは、日々の教育活動を円滑に行うために、在籍校と特別支援学校とが、日常的に綿密に連携を取る必要がありますが、初めての取組ということもあり、両校の教職員の負担が想定以上に大きかったという点が挙げられます。

2 中学校に進学した場合の対応

来年度、当該児童は中学校に進学しますが、現在の枠組みの良い点やこれまで見えてきた課題等を整理し、進学先の中学校とも十分な協議を行うとともに、関係団体等のご意見も伺いながら対応を検討しているところです。

また、その過程では、保護者とも合意形成をしっかりと図りながら、本人にとって安全安心で最適な学びの場が提供できるよう検討を進めていきたいと考えています。

【質問 3】 医療的ケア児に関する国の財政支援の在り方について、学校と保育所の支援の違いと教育委員会の対応について。

【回答 3】 学校における医療的ケアの対応については、文部科学省の事業である「切れ目ない支援体制整備充実事業」において、医療的ケアのための看護師に係る経費の1/3が補助されています。

保育所では、厚生労働省の事業である「医療的ケア児保育支援事業」において、「看護師等の配置」に加え「保育補助者配置」などにかかる経費の1/2が補助されます。

市教育委員会では、医療的ケアの実施にあたり、「厚生労働省との補助制度の違い」や、「補助制度が実態と合っていない」ことなどを踏まえ、実態に即した安全安心な医療的ケアの実施に向けた、必要かつ十分な支援について、国に強く要望してまいりたいと考えています。

【質問要旨】 1 医療的ケア児の支援について
(2) 今後の取組について

【質問趣旨】 ①現在保育所において常時医療的ケアを受けている児童への対応について
②教育、福祉、医療の連携についての考え方、進め方について

【質問 1】 現在保育所において常時医療的ケアを受けている児童への対応。

【回答 1】 久留米特別支援学校は、知的障害を有する児童生徒の学びの場であり、お尋ねにあるような、医療的ケアは必要なものの、知的障害を有しない児童の学びの場は、市立小学校となります。

しかしながら、現状では、市立小中学校内において常時医療的ケアを必要とする児童生徒を受け入れる制度や体制が整っていないのが実情です。

従いまして、知的障害を有しない、常時医療的ケアを必要とする、ご質問の2人の児童生徒に対しましては、安全安心が第一であるとの基本的な考えのもと、進学される小中学校において、医療的ケアが安全安心に実施できるように、現在、体制づくりや環境整備について、検討や調整を重ねているところです。

【質問 2】 教育、福祉、医療の連携についての考え方、進め方。

【回答 2】 市教育委員会としましては、児童生徒の安全安心が第一であると考えており、児童生徒が在籍する学校において、安全安心に、医療的ケアが実施できるよう、拠点校という考えも含め、体制構築に向けた検討を進めています。

しかしながら、どうしても学校だけでは医療や福祉に関する知識やスキルが

不足することから、外部からの支援を求める必要があると考えています。

そのため、医療や福祉との連携をより具体的なものにしていくために、久留米大学や医師会、地域の訪問看護事業所と在籍の学校等も含めたメンバーで構成する検討委員会を立ち上げ、来年度の医療的ケア実施体制構築に向け検討を進めているところです。

今後も、様々な児童生徒の安全安心を第一に考え、個に応じた、学びの場の提供に努めてまいりたいと考えております。

【質問議員】 轟 照隆 議員

【質問要旨】 1 久留米市学校施設長寿命化計画について
(1) 基本的な考え方と計画策定後の取組状況について

【質問趣旨】 令和2年8月に策定された「久留米市学校施設長寿命化計画」について基本的な考え方と計画策定後の取組状況についてお伺いしたい。

【回答要旨】 1 基本的な考え方について
学校施設は昭和40年代後半から50年代にかけて建設されたものが多く、今後、多くの自治体で改修や改築等の需要が急激に高まることが想定されています。このような状況を踏まえ、文部科学省においては、老朽化対策について、「建替」から「長寿命化」による整備手法へと転換を図られました。
本市においても、児童生徒の安全を確保するとともに、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び支出の平準化を図ることを目的とし、令和2年8月に「久留米市学校施設長寿命化計画」を策定いたしました。
本計画では、建物の長寿命化を推進することを基本方針とし、これまでの「対症療法的な維持管理」から建物の更なる劣化進行等を防止するための「予防保全型の維持管理」へ転換を図り、そのために必要な改修工事を計画的に実施していくこととしております。

2 計画策定後の取組状況について

本計画に基づき、計画的な維持管理を着実に推進していくために、現在、学校毎の建物の築年数や老朽度、整備を実施する面積規模等の基礎データを整理し、計画の具体化に向けた検討を進めているところです。

2回目以降：一問一答方式

【質問要旨】 1 久留米市学校施設長寿命化計画について
(1) 基本的な考え方と計画策定後の取組状況について

【質問趣旨】 多くの学校施設が急速に老朽化していると思うが、児童生徒の安全面は大丈夫なのか。

【質問 1】 児童生徒の安全面は確保されているのか。

【回答 1】 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時における地域住民の避難所機能を有する重要な施設であることから、まず耐震化に取組み、平成26年度までに全ての市立学校の耐震化が完了しています。

現在は、児童生徒の安全確保のため、外壁モルタルの剥落、落下防止対策として外壁改修を計画的に進めているところです。加えて、建物や設備の定期点検の結果等で緊急性の高いものが判明した場合には速やかに修繕を行い、施設の機能維持と安全性の確保に努めております。

- 【質問要旨】 1 久留米市学校施設長寿命化計画について
(2) 今後の長寿命化対策について
- 【質問趣旨】 長寿命化にあたり、現状の確認が重要であると考えているが、全学校施設の現地調査など実態把握はできているのか。
- 【回答要旨】 学校施設の長寿命化を推進していくとともに児童生徒の安全を確保するためには、各学校の劣化状況等を適切に把握することが重要であると認識しています。
- そのため、学校保健安全法に基づく日常的な安全点検や建築基準法に基づく有資格者による定期点検、並びに、職員による現地確認などにより、建物や設備の損傷、腐食などの劣化状況等を随時把握するとともに、その点検結果は、計画的な改修実施の基礎データとして有効に活用しています。

2回目以降：一問一答方式

- 【質問要旨】 1 久留米市学校施設長寿命化計画について
(2) 今後の長寿命化対策について
- 【質問趣旨】 ・今後どのような基準で改築の判断をするのか
・老朽施設の補修費が増大する中、その対応策と今後の取組について伺いたい。
- 【質問 1】 今後どのような基準で改築の判断がされるのか。
- 【回答 1】 学校施設については長寿命化を基本としますが、老朽化の状況とそれを踏まえた維持管理のトータルコストを勘案し、改築するのか、長寿命化改修を行うのか判断してまいります。
- 具体的には、築年数を目安に、各学校施設のコンクリート強度や鉄筋の腐食状況その他躯体の詳細な調査を実施し、その結果を踏まえたトータルコストの検証を行います。
- また、それに加え、バリアフリー化や新たな教育機能上の観点、児童生徒数の将来推計などを考慮しながら、総合的に検討する必要があると考えています。
- 【質問 2】 老朽施設の対応策と今後の取組について
- 【回答 2】 老朽化した施設では、トータルコストで比較した場合、長寿命化改修の方が高額となる場合も考えられます。
- その場合には改築による検討を進めることとなりますが、それまでの間は、児童生徒の安全を確保しながら、緊急度に応じた個別改修を適切に実施し、コストの縮減と支出の平準化を図ってまいります。
- 今後の取組としては、児童生徒の安全・安心かつ快適な教育環境を持続的に提供できるよう、新しい建築技術の情報収集を行うとともに、学校規模の適正化や施設の複合化などについても、市議会のご意見を伺いながら研究・検討を行ってまいります。
- 併せて、国に対する補助制度拡充の要望を行うなど財源確保にも努めてまいります。
- 【質問要旨】 2 小学校・中学校における不登校対応について
(1) 不登校児童生徒の実態をどのように捉えており、その解消に向けた基本的な考え方は

【質問趣旨】 不登校児童生徒の推移は。その実態をどう捉えているか。

【回答要旨】 1 不登校児童生徒の推移について

久留米市の市立小中学校における令和2年度の不登校児童生徒は、前年度より13.4%増の365人でした。内訳は、小学生が前年度比27.1%増の136人、中学生が前年度比6.5%増の229人であり、この不登校児童生徒の約53%にあたる193人が90日以上、長期欠席をしています。

ここ数年の推移を見ますと、久留米市における不登校児童生徒の発生率は全国平均を下回ってはいますが、全国と同様に増加傾向にあります。

2 不登校の実態の捉えについて

不登校になると、学習の機会や人間関係のスキルを学ぶ場が少なくなるため、本人の社会的自立を妨げる恐れがあります。

不登校の原因は、「児童生徒個人に起因するもの」「家庭に起因するもの」「学校生活に起因するもの」など様々であり、児童生徒一人一人の実態に応じた支援を継続して行うことが重要であると考えています。

2回目以降：一問一答方式

【質問要旨】 2 小学校・中学校における不登校対応について

(1) 不登校児童生徒の実態をどのように捉えており、その解消に向けた基本的な考え方は

【質問趣旨】 不登校の原因、改善に向けた対応、関係機関との連携について

【質問 1】 不登校に至る原因はどのようなものか。

【回答 1】 不登校の原因は複合的で様々ではありますが、「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本市における不登校の要因としては、小中学校ともに「無気力・不安」が最も多く、全国結果も同様となっています。

他の要因としては、小学校では「家庭に係る状況」「生活リズムの乱れ」、中学校では「友人関係をめぐる問題」「生活リズムの乱れ」などが主な原因となっています。

【質問 2】 改善に向けどのような対応をしているのか。

【回答 2】 不登校対応については、久留米市教育振興プランに定める「くるめアクションプラン」において、「未然防止」「早期発見・早期対応」「継続的な支援」を組織的に行うこととしており、各学校では、このアクションプランに基づき、一人一人に寄り添った支援に短期的・長期的な目標をもって取り組んでいます。

小学校では、生徒指導サポーターが欠席した児童や遅刻しがちな児童を家庭訪問するなど、登校に向けた取組を行っています。

中学校では、教室に入れなくなった生徒たちに校内適応指導教室で、教室復帰に向けた支援等を行っています。

また、各学校では、不登校兆候、欠席等が15日以上になる段階で「マンツーマン個票」を作成し、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を計画的に行っています。

今後とも、家庭や地域との連携はもちろん、医療・福祉・フリースクール等の外部機関との連携も図りながら支援に取り組んでまいります。

【質問 3】 関係機関との連携による不登校対策について

【回答 3】 学校においては、不登校対策委員会をはじめ、個々のケース会議等にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも適宜参加し、不登校児童生徒の状況や支援内容について、随時協議を行っており、必要に応じて、地域の児童委員、家庭子ども相談課、医療機関等へつないでおります。

また、近年、民間のフリースクール等、不登校児童生徒の支援機関も増えてきており、久留米市の「らるご久留米」を含め、不登校支援に係る様々な情報を学校へ提供し、関係機関と適切に連携を図るよう指導しております。

今後も、不登校児童生徒への支援については、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目標に、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、一人一人の状況に合わせた、きめ細やかな取組を関係機関と連携しながら進めてまいります。

【質問議員】 吉武 憲治 議員

【質問要旨】 1 時代の潮流を踏まえた学校・保護者・地域との連携について
(1) 児童思春期精神科病棟の院内学級における教職員の充実について

【質問趣旨】 児童思春期精神科病棟の院内学級の概要はどのようなものか。
院内学級の設置にあたり、市教育委員会と病院は、どのような協定を締結し、特に教職員についてはどのようなようになっているか。

【回答要旨】 1 院内学級の概要について
令和元年9月、県内で初めてとなる児童思春期精神科病棟を有する「のぞえの丘病院」が上津校区に開設され、市内のみならず、他の地域からも、虐待や自傷行為、摂食障害など、心の治療を必要とする児童生徒が治療を受けています。
市教育委員会では、同病院に入院している児童生徒の教育の機会を確保するため、令和2年度から、上津小学校及び青陵中学校の病弱特別支援学級を同病院内に設置したところです。
現在、小学生2クラス、中学生3クラスに24名が在籍しており、5名の教職員がその指導に当たっています。

2 市教育委員会と病院で締結した協定の内容について
協定の内容は、施設等の利用及び教材教具等の費用負担、児童生徒の転入の判断などについて定めており、また、教職員については、所属する学校の校長が職務を監督するとともに、病院内では病院長の定める規律を遵守し、医師及び職員と相互に連携・協力することを定めています。
なお、教職員の定数については、法律により定められています。

2回目

【質問要旨】 1 時代の潮流を踏まえた学校・保護者・地域との連携について
(1) 児童思春期精神科病棟の院内学級における教職員の充実について

【質問趣旨】 院内学級を指導する教職員の多忙さを認識しているのか、教職員を増やすことはできないのか、見解を問いたい。

【回答要旨】

1 院内学級を指導する教職員の多忙さについて

児童生徒一人一人の病状に応じたきめ細かな授業の実践、病棟に出向いてのフォロー、病院関係者とのケース会議などの対応を5名の担任で行っています。特に、日々の授業においては、情緒が不安定で教室に入れなかったり、飛び出しなどを行ったりする児童生徒への対応をマンツーマンで行う必要があります。

また、数か月毎に児童生徒が転出、転入する状況もあり、指導要録の作成等の事務手続きにも時間を要していると聞いており、多忙な状況にあると認識しております。

2 多忙化の対応について

このため、市教育委員会としましては、これまでも、院内学級を円滑かつ持続的に運営していくため、教職員の任命権と人事権を有する県教育委員会に対し、教職員の増員を強く要望してまいりました。

今後とも、引き続き様々な機会を通じて要望してまいりたいと考えております。

【質問要旨】

- 1 時代の潮流を踏まえた学校・保護者・地域との連携について
(2) 令和4年度からの中学校新標準服（制服）への移行について

【質問趣旨】

新標準服の特徴、および、学校の区別、洗い替えシャツはどの様になるのか。新標準服に対する保護者の要望は。

【回答要旨】

1 新標準服の特徴について

来年度から導入されます新標準服は、「機能性、耐久性、経済性、安全性等に優れ、暑さ・寒さの調整がしやすく、生徒だれもが安心して自分らしく学校生活を送ることができるもの」を基本的な考え方としています。

冬服は、男女兼用型ブレザーで、ボトムスはスラックス・スカート・キュロットから自由に選択でき、シャツはストレッチ性や吸汗速乾機能がある長袖ニットシャツとなります。

夏服は、ボトムスが冬服より薄手の生地となり、シャツは透けにくい生地の Poloシャツとなります。

2 学校の区別や洗い替えシャツについて

学校の区別の表し方、並びに、洗い替えシャツについては、現在、中学校校長会で検討されているところですが、リユース等の対応として従前の制服を認める5年間は、今まで着ていたシャツやブラウスも認める方向であると伺っております。

3 新標準服に対する保護者の要望について

昨年の中学校保護者を対象とした調査では、兄弟姉妹でも着られるように男女でデザインを統一してほしい、ボトムスはスラックスやスカート等から選択できるものがよい。汚れが目立たず、透けない素材がよい。価格は現在のものより高くない方がよいなどの要望がありました。

今回の新標準服は、先ほど回答しましたように、このような保護者の要望を踏まえた仕様となっております。

2回目

【質問要旨】

- 1 時代の潮流を踏まえた学校・保護者・地域との連携について
(2) 令和4年度からの中学校新標準服(制服)への移行について

【質問趣旨】

ジェンダーレスの標準服を導入されたが、導入による混乱(男子生徒がスカートを履くなど)も予想されるので、今後、市教委としてどのように対応するのか。

【回答要旨】

市教育委員会としましては、多様性を認める社会の実現に向けて、児童生徒の道徳や人権学習の充実を図るとともに、校内研修やPTA主催の講座等において研修を実施するなど、教職員や保護者の人権感覚の高揚に努めるよう、学校に対して指導しております。

また、久留米市内の16の制服販売店にも、「男子用・女子用」という考え方ではなく、「購入者が各タイプの中から自由に組み合わせて選択する」という認識で販売していただくよう、説明をしているところです。

今後も、このような取組を通して、生徒だれもが安心して自分らしく学校生活を送ることができるよう努めてまいります。

【質問要旨】

- 1 時代の潮流を踏まえた学校・保護者・地域との連携について
(3) 中学校部活動の今後の方向性について

【質問趣旨】

中学校部活動は、顧問となる教職員の負担が大きいと聞くが、活動の意義を問う。

【回答要旨】

- 1 中学校部活動の意義について

中学校部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であり、スポーツや文化、科学等に親しむことで、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであると考えています。

また、生徒が異学級・異学年の仲間と共通の目標等のもとに活動することで、互いに認め合い、高め合いながら、豊かな人間性や社会性を育成でき、さらに、顧問と生徒・保護者の信頼関係の構築や連携など、教師にとっても生徒理解を深めることに繋がる教育的意義の高い活動であると考えています。

しかしながら、顧問となる教職員の負担は確かに大きく、部活動を持続可能なものとするためには、地域のご理解とご協力を得ながら、教職員の負担軽減等の取り組みを進めて行く必要があると認識しています。

2回目

【質問要旨】

- 1 時代の潮流を踏まえた学校・保護者・地域との連携について
(3) 中学校部活動の今後の方向性について

【質問趣旨】

部活動の意義を達成しながら教師の働き方改革を進めるための市教委の取組を問う。

【回答要旨】

- 1 運動部活動の今後の方向性について

市教育委員会としましては、部活動の意義を達成しながら、教職員の負担を軽減し、持続可能な活動とするため、地域の専門的な技術を有する人材の活用を進めています。

具体的には、これまでのボランティアとして協力いただいていた「部活動外

部指導者」に加え、本年度から新規事業として、教師が立ち会わず単独の指導や大会等の引率ができる「部活動指導員」を導入しております。

今後とも、このような地域と連携した取り組みを充実していくことにより、生徒の健康を踏まえた上での安心安全な部活動の実施や指導体制の充実並びに、教師の負担軽減を図っていきたいと考えております。

【質問議員】 塚 太一郎 議員

【質問要旨】 3 教育行政について
(1) 大久保市政の ICT 教育の推進について

【質問趣旨】 教育 ICT の推進について、大久保市長ならではの取組としてどのようなことを行い、どのような成果を上げることができたと考えているか。

【回答要旨】 1 ICT 教育推進の基本的な考え方

提案理由の説明でも申し上げましたが、私は、社会の多様化・国際化・情報技術革新が進む中、未来を担う子ども達には、社会で生き抜くための力や一人ひとりの個性に応じて社会に参画する力が必要であり、そのためには、学校教育において、クラウドサービスの利用を前提とした ICT の活用を進めることが重要であると考えておりました。

2 具体的な取組と成果

そこで、国が G I G A スクール構想を打ち出す前から、市教育委員会に全国の先進自治体の取組を調査研究するよう指示するとともに、私自身も文部科学省や Google、Yahoo!、LINE などの IT 企業とのネットワークを構築し、最新の情報収集に努めたところです。

その成果の一つとして、令和 2 年 1 月に全国に先駆けて、当時、G I G A スクール推進の中心人物であった文部科学省の担当課長を久留米市にお招きして教育講演会を開催し、最新の知見を得ることができました。

また、これまで教育委員会の学校教育課や教育センター、学校施設課が担っていた役割を統合し、司令塔として教育 ICT 推進課を令和 2 年度に新設して、G I G A スクール構想の準備に着手させました。

その成果として、安定して使いやすい Wi-Fi 環境を全校に整備するとともに、クラウドサービスを使用するセキュリティの高い Chromebook を 1 人 1 台のコンピュータ端末として配備し、パスワードを厳格に管理するなど、安全に配慮した運用ができるようになっております。

また、全小中学校の児童生徒や教員のグーグルクラウドへのログインデータを管理して、利用が少ないクラスや先生を把握して、問題解決のためのプッシュ型の支援をおこなっているところです。

そのような久留米市の取組が評価を受け、Google for Education パートナー自治体プログラムに参画することとなり、Google 社との先駆的な連携により、来たるべき新たな社会を見据えた教育環境を実現することができております。

11 月 24 日には、Google for Education の幹部がパートナー自治体への表敬訪問ということで、久留米市にお越しいただきました。その際、南薫小学校で Chromebook を使用した授業を参観していただきましたが、全国的に見ても大変よく使っているという高い評価をいただいたところです。併せて、関係機関や地域の方々と連携し、子どもや保護者に対する必要かつきめ細かな支援を行っ

てまいります。

2回目

【質問要旨】

3 教育行政について

(1) 大久保市政の ICT 教育の推進について

【質問趣旨】

これまでの取組と成果を受けて、今後にどのようなことを期待しているのか。

【回答要旨】

1 データ駆動型の教育

現在、文部科学省は全国学力・学習状況調査や体力テストなど、行政が実施する調査や統計を、ビッグデータとして活用するための基盤を整備する方針を明らかにしております。私も同様に、教育のデジタル化を進める上では、子どもたちの学習履歴を指導に生かす「データ駆動型」の教育に転換すべきだと考えております。

市教育委員会には、今後、国の動向も踏まえながら、各種学力調査やA Iドリルの学習履歴などのデータを共有・関連付けて指導に生かすような未来の教育にチャレンジしてほしいと考えています。

2 デジタル人材の育成

あわせて、ICTの活用により、誰一人取り残さない教育を実現するとともに、得意分野を伸ばす教育の個性化も大切だと思います。

先ほど申し上げた Google for Education 幹部の久留米市訪問の際には、久留米工業高等専門学校校長先生や教授陣との面談機会を設定し、久留米高専と Google が連携した人材育成についても協議していただきました。

近い将来、日本のビル・ゲイツやスティーブ・ジョブズと言われるような人材を久留米から輩出するなど、世界に羽ばたくデジタル人材が育ってくれることも期待しているところです。

【質問議員】

権藤 智喜 議員

【質問要旨】

1 G I G A スクール構想について

(1) これまでの取組と成果・課題について

【質問趣旨】

G I G A スクール構想のこれまでの取組と、取組の中で見えてきた成果・課題について問う。

【回答要旨】

1 G I G A スクール構想に係るこれまでの取組と成果

市教育委員会では、国がG I G A スクール構想を打ち出す1年前から、小中学校4校を教育ICT活用推進校に指定し、タブレット端末を配備して授業づくりの実践研究を行いました。

そして、G I G A スクール構想の発表を受け、その実現に向けて教育委員会及び学校を牽引する教育ICT推進課を新設し、全学校における情報通信ネットワークと児童生徒1人1台のコンピュータ端末の整備を行いました。

また、ICTの活用による効果的な授業を目指して、各学校にICT推進リーダーを配置するなど、学校の推進体制についても、進めてまいりました。

さらに、南薫小と荒木中をモデル校に指定し、先行的な実証を重ねるとともに「Google for Education パートナー自治体プログラム」に参画して Google 社の支援も受けながら、教員の活用力の向上に取り組んでまいりました。

このように、本市では、世界最先端企業による先進事例の紹介などの支援を得ることによって、本年度当初から端末を活用した授業のスタートを円滑に切ることができております。

2 課題について

現在、全ての市立学校で端末を活用した教育活動が広がりを見せておりますが、ICTは単に使えばよいというものではなく、効果的な活用によって、質の高い授業を実践することが重要です。

市教育委員会では、こうした認識のもと、教員の活用力の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

【質問要旨】

- 1 GIGAスクール構想について
(2) コンピュータ端末を活用した授業について

【質問趣旨】

子どもたち一人ひとりに配備した端末を活用した授業で、どのような成果があるのか。

【回答要旨】

1 現在の状況

各学校では、児童生徒一人ひとりに配備した端末を活用し「多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない個別最適化された学び」や「協働的な学び」の充実を図っています。

2 授業における成果

個別最適化された学びでは、児童生徒が、学習ドリルソフトを活用し、理解ができた時は、次の段階の問題に進み、それが難しい時は、教員の指導を受けて弱点を克服する問題に取り組むなど、一人ひとりの理解度に応じた学習を行っています。

次に、協働的な学びでは、児童生徒一人ひとりの考えをお互いに端末上で即時に共有し、多様な意見に触れながら自分の考えを深めることや、発表を苦手とする児童生徒が自分の考えを表現することなどが可能になっています。

3 さらに授業の進化

さらに、オンライン機能を活用した「外国に住む方との交流」「他の学校の児童生徒との合同授業」「普段は立ち入ることができない場所の見学」など、これまでは不可能だったICTならではの魅力に溢れたグローバルな授業の実践が見られているところです。

2回目

【質問要旨】

- 1 GIGAスクール構想について
(2) コンピュータ端末を活用した授業について

【質問趣旨】

コンピュータ端末を活用した授業における学校間の利用状況の差はないのか。

【回答要旨】

市教育委員会では、端末を活用した授業について、1週間当たりの実施目標を「1学期は5回以上」「2学期は10回以上」「3学期は15回以上」と設定しています。

このような中、本年11月上旬に、小学校3年生以上の全学級の活用回数を調査したところ、全体の平均活用回数は、目標数値に近い結果となりました。

その一方で、学校別の平均活用回数では、小学校が最大で12.2回、最小で2.8

回となり、中学校は最大で 11.9 回、最小で 3.7 回となるなど、活用状況に違いが見られたところです。

市教育委員会としましては、今後も継続的な状況の改善に努めていきたいと考えております。

3 回目

【質問要旨】

- 1 G I G A スクール構想について
(2) コンピュータ端末を活用した授業について

【質問趣旨】

今後、教員の I C T の活用力の向上にどのように取り組んでいくのかを問う。

【回答要旨】

市教育委員会としましては、教員による端末の活用力を向上させるため、主に 4 つの取組を行ってまいります。

1 点目は「研修の充実」です。教員が経験や職務に応じて受講する研修に、I C T の効果的な活用に関する内容を盛り込み、計画的な活用力の向上を図っていきます。

2 点目は「プッシュ型支援の実施」です。端末の活用回数が少ない学校や学級を把握し、G I G A スクールサポーターや指導主事を派遣することで、教員の状況に応じたきめ細かい支援を行います。

3 点目は「学校内の取組の推進」です。各学校の I C T 推進リーダーで構成する協議会で、モデル校などの課題解決の方法を共有し、各学校における活用力向上の推進に活かしていきます。

4 点目は「情報提供の充実」です。効果的な実践事例や教材を収集し、教員が閲覧できるクラウド上で公開することによって、全ての教員がいつでも活用できるようにしていきます。

市教育委員会としましては、こうした取組を通して、全ての児童生徒が I C T による質の高い学びを受け、社会を発展させる担い手となり、また、その社会を次の世代に引き継ぐ贈り手となるよう取組を進めてまいります。

【質問議員】

松岡 保治 議員

【質問要旨】

- 2 久留米市の教育 I C T について
(1) 身体への影響と依存性について

【質問趣旨】

学習用端末の長時間使用が子供にもたらす身体への影響と依存性について、どう対応しているのか。

【回答要旨】

G I G A スクールがめざす「子供たちの主体的な学び」を実現するためには、児童生徒が、コンピュータ端末を学習の道具として使い、情報活用能力を高めていく必要があると考えています。

しかし、端末を長時間使用すると、視力低下やドライアイ、首や肩の疲れ、姿勢の悪化などの身体への影響が懸念されます。

さらに、長時間使用が繰り返されることによる、依存性への懸念もございます。

そこで、各学校では、児童生徒に対して、健康面に留意して学習用端末を使用できるように、

- ・正しい姿勢を意識すること
- ・画面に近づきすぎないようにすること
- ・まばたきをしたり、画面から目を離したりすること

などを、プリントを用いて説明するとともに、教室内にも掲示するなどして、適宜、指導を行っているところです。

また、保護者の皆様にも、同様の内容を、文書にて配付しており、特に、健康面については、睡眠等への影響から寝る前1時間は端末を使用させないなど、ご家庭で学習用端末を使用する際の留意事項について、指導をお願いしています。

2回目

【質問要旨】

2 久留米市の教育ICTについて
(1) 身体への影響と依存性について

【質問趣旨】

今後、子供にもたらす身体への影響と依存性の対応について、どのように周知・徹底していくのか。

【回答要旨】

市教育委員会としましては、長時間使用した場合の身体への影響を含め、学習用端末の適切な使い方を、児童生徒自らが正しく理解することが大切であると考えています。

そのため、児童生徒へ繰り返し指導を行うよう、校長会や教育ICTに関する研修等を通じて、教員に周知徹底を図っていきます。

また、ご家庭での端末使用については、学校の指導だけでは難しく、保護者の皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。

そのため、PTA連合協議会と連携して、各学校のPTA総会や学級懇談会等を活用し、また、長期休業期間に端末を持ち帰る際には文書を配付し、健康面も含めた、端末の安全な使い方を啓発するとともに、ご家庭における端末使用のルールづくりをお願いしていきます。

今後も、児童生徒が、世界につながる革新的な扉として、コンピュータ端末を安全かつ効果的に活用することができるよう、引き続き、保護者の皆様のご協力を頂きながら、教育ICTの推進に取り組んでまいります。

【質問議員】

藤林 詠子 議員

【質問要旨】

2 学校教育について
(1) 就学相談の現状、課題、今後の在り方について

【質問趣旨】

特別支援学校高等部は中等部から入りやすいのか、また、中等部から特別支援学校に進んだ方が自立につながるものなのか。教育委員会の見解を問う。就学相談の決定通知が一方向的で、もっと対話的な形にしていくべきだと考えるがいかがか。

【回答要旨】

1 中学校進学の際の就学相談について

久留米特別支援学校高等部においては、同校の中等部から進学を希望する生徒や、市立中学校から進学を希望する生徒がおり、どちらの場合も、入学選考試験を経て入学が認められることになっています。

そこでは、全ての生徒を平等に選考することとしており、中等部からの方が入学しやすいという事実はございません。

また一方、「中等部から特別支援学校に進んだ方が将来的な自立に繋がりやすいのか」というご質問については、生徒の卒業後の状況等については把握できておりませんので、一概に申し上げることはできないものと考えております。

市立中学校と特別支援学校では、教育課程が異なり、学習の内容も異なります。自立と社会参加の視点で児童生徒の将来像を考えたときに、どのような学習内容をどういった環境で積み上げていくことが望ましいのかを、保護者と合意形成を図りながら、適切な学びを提供していくことが大切であると考えています。

2 就学相談の現状と課題について

就学相談においては、学びの場の選択肢や学校における支援体制等に関する情報を提供するとともに、本人の教育的ニーズや本人と保護者の意向の把握に努め、就学先の決定及び就学先における支援体制の整備等につなげるようにしています。

しかしながら、合意形成の過程において、教育委員会の意図等を本人・保護者に十分に伝えることができず、結果として、保護者の理解が得られない場合があることも認識しております。

就学先の決定につきましては、本人・保護者が就学に向けた不安を抱えていることから、十分な配慮のもと合意形成を図っていきたいと考えています。

3 今後の就学相談のあり方について

今後の就学相談のあり方については、障害を有する児童生徒等の将来的な自立と社会参加に向け、他自治体の取組なども参考にしながら、個に応じた最適な学びの提供につながるよう研究・検討を進めてまいります。

【質問要旨】

- 2 学校教育について
- (2) 発達障害のある児童生徒への支援について

【質問趣旨】

発達障害のある児童生徒への理解が不足する教職員の底上げが必要ではないか。

【回答要旨】

1 現状と課題

発達障害のある児童生徒は、平成24年度の文科省の調査によると、通常学級に約6.5%在籍しているという調査結果が出ており、本市においても、支援を要する児童生徒は、年々増加傾向にあります。

そのため、担任をはじめとする教職員が発達障害に関する理解を深め、実践することが大変重要であると認識しています。

そこで、特別支援教育を担当する教職員等に対し、毎年、研修会を開催し、一人ひとりの障害特性に応じた指導・支援の充実に努めています。

しかしながら、教員間で発達障害に対する理解や指導力に差があることも認識しており、今後、特別支援教育を進めていく上で、一つの課題であると考えています。

2 今後の取組

そこで、本年度は、従来の研修に加え、教職員の発達障害への理解を深める2つの新たな取組を行っています。

1つ目は、校内における特別支援教育を推進するリーダーの育成です。特別支援学級の経営や授業づくりを高めるための全市的な研修会を開催し、育成したリーダーが、研修の成果を各学校で実践し、他の教職員に横展開を図ることを期待しています。

2つ目は、市教育委員会から特別支援教育に関するプッシュ型の指導・支援の取組です。学校教育課の指導主事が学校に出向き、気になる児童生徒を観察し、直接関わり、具体的な支援方法について、継続的に指導・助言をし、管理職にフィードバックを行い、校内で共有するよう指導しています。

今後も、このような取組を通じ、校長をはじめとする教職員の理解や指導力の向上と、学校全体の対応力の強化に努め、発達障害のある児童生徒の将来の自立と社会参加につなげていきたいと考えています。

また、このような取組は、全ての児童生徒の学びの質を高めるものと考えており、今後ともしっかりと取り組んでいきます。

個人

【質問議員】 轟 照隆 議員

【質問要旨】 3 スポーツ振興について
(1) 子供のスポーツ参加について

【質問趣旨】 以前に比べ、子供のスポーツ離れが進んでいるように感じる。原因として、スマホやゲーム時間の増加、遊び場の減少、保護者の事情等があるようだが、現在の久留米市における子供のスポーツ参加に対する状況と認識は。

【回答要旨】 1 子供のスポーツ参加に対する状況
福岡県教育委員会が行った市内市立学校に通う小・中学生を対象とした体力・運動能力調査における運動実施率のここ3年間の状況は、平成30年度が77.0%、令和元年度が80.8%、令和2年度が79.7%と、平成30年度と比較するとやや増加傾向にあります。

2 スポーツに対する市の認識
久留米市スポーツ推進計画では、「小・中学生のスポーツ実施率」85%以上を目標に掲げておりますが、現時点では、まだ目標には届いておりません。今後も引き続き、子供たちの実施率を上げるための取組が必要であると考えております。

2回目以降：一問一答方式

【質問要旨】 3 スポーツ振興について
(1) 子供のスポーツ参加について

【質問趣旨】 子供自身がスポーツを好きになることが大切。運動・スポーツに触れる機会を増やすための取組が必要では。
プロ等のレベルの高い試合を観戦し、トップアスリートとふれあう事は効果的と考えるが、その機会はどのようなものがあるか、今後のプロスポーツ誘致や大会情報の発信について聞きたい。

【質問 1】 スポーツに触れる機会を増やすことが必要では。

【回答 1】 子供たちにスポーツの楽しさを知ってもらうため、現在、久留米市では、初心者向けのスポーツ教室や校区単位で取り組んでいただいている土曜塾でのスポーツ体験など、未経験者の子供も気軽に参加できるスポーツイベントを開催しているところでございます。
また、各競技団体においても、子供たちを対象とした初心者教室等の開催に取り組んでいただいております。
このように、子供たちが運動やスポーツに親しみ、興味を持つきっかけとなる機会の提供に、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

【質問 2】 プロなど高いレベルの試合観戦機会の提供は。
今後のプロスポーツの誘致は。
今後の大会の情報発信は。

【回答 2】 久留米アリーナが開館したこともあり、柔道やバドミントンなどの全国大会やプロのバレーボール、バスケットボール、また市営球場ではプロ野球の試合

などが開催されております。このように観戦できる機会は増えてきている傾向でございます。

今後も、トップレベルのプレーを間近で観戦できるような機会を増やすために久留米市が持つ交通の利便性や競技施設の魅力をPRしながら、各関係者と連携して誘致に努めてまいりたいと思っております。

情報発信につきましては、市のホームページ、SNSなど様々な広報媒体の活用を検討し、また各学校の協力もいただきながら、子供たちや保護者の皆様に対し広く周知を行い、多くの子供たちに会場に来ていただくよう取り組んでまいります。

これらの取組によって、子供たちがスポーツを通じて楽しさや努力することの素晴らしさを実感できるようスポーツ参加の向上の取組を進めてまいります。

久留米市立中学校生徒会統一スローガンについて

1 概要

久留米市では市立17中学校の生徒会相互の交流活動事業として「中学校生徒会交流推進委員会」が行われています。今回、その取組みの一環として全中学校統一のスローガンを策定しました。

2 統一スローガンについて

(1) 統一スローガン

MOVE ! 輝く個性
～ 想いを知り、分かち合い、
新しい未来へ紡ぐ ～

(2) 統一スローガンに込めた思いについて

「MOVE」という言葉には「よりよい社会や未来を創っていくこと」、「誰ひとり取り残されない個性が大切にされる学校づくり」という目標に向かって自らが行動していこうという思いが込められています。

また、サブタイトルの「想いを知り、分かち合い、新しい未来へ紡ぐ」という言葉には、生徒一人ひとりの「個性」・「想い」・「行動」を1本の大きな糸のように紡ぎ、自分達が創っていく新しい未来へ繋げていくという思いが込められています。

3 統一スローガン及び横断幕の発表

今回の統一スローガンを市立17中学校の生徒一人ひとりがしっかりと認識し、学校生活を送っていくために、統一スローガン横断幕を作成して各学校に掲示することとしました。また、横断幕の作成に当たり、久留米ユニセフ協会から費用の一部について寄付を頂いております。

なお、下記とおり統一スローガンと横断幕の発表を執り行うことを予定しています。

- ① 日時 12月24日(金) 午後3時30分から
- ② 会場 えーるピア久留米視聴覚ホール
- ③ 参加者 各中学校生徒会役員・久留米ユニセフ協会
- ④ 当日内容 生徒会統一スローガン及び横断幕の発表

久留米市立小中学校における医療的ケア実施に関する 久留米大学との覚書の締結について（報告）

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立・施行され、学校の設置者等は、学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する旨、規定されました。

また、来年度、知的障害を有しない常時医療的ケアが必要な児童生徒が市立小中学校にそれぞれ1名ずつ進学します。

こうした状況を受け、市及び市教育委員会では、当該児童生徒が進学する小中学校において、当該児童生徒のみならず、看護師や教職員が安全安心に医療的ケアを実施できる体制を構築する必要があります。

そのため、学校だけでは不足する医療や看護などの専門的な知見を補完し、また、子どもに関わる総合的な視点を踏まえた事業の在り方を検討していくため、久留米大学と連携を図ることとし、この度、市と久留米大学との事業協力に関する協定に基づき、覚書を締結することとなりました。

1 久留米大学との事業連携について

(1) 目的

久留米市立小中学校で行う医療的ケアの実施における安全を確保し、もって医療的ケア対象児童生徒及びその保護者、並びに医療的ケアに関わる看護師及び教職員の安心の維持向上を図るものです。

(2) 覚書の内容

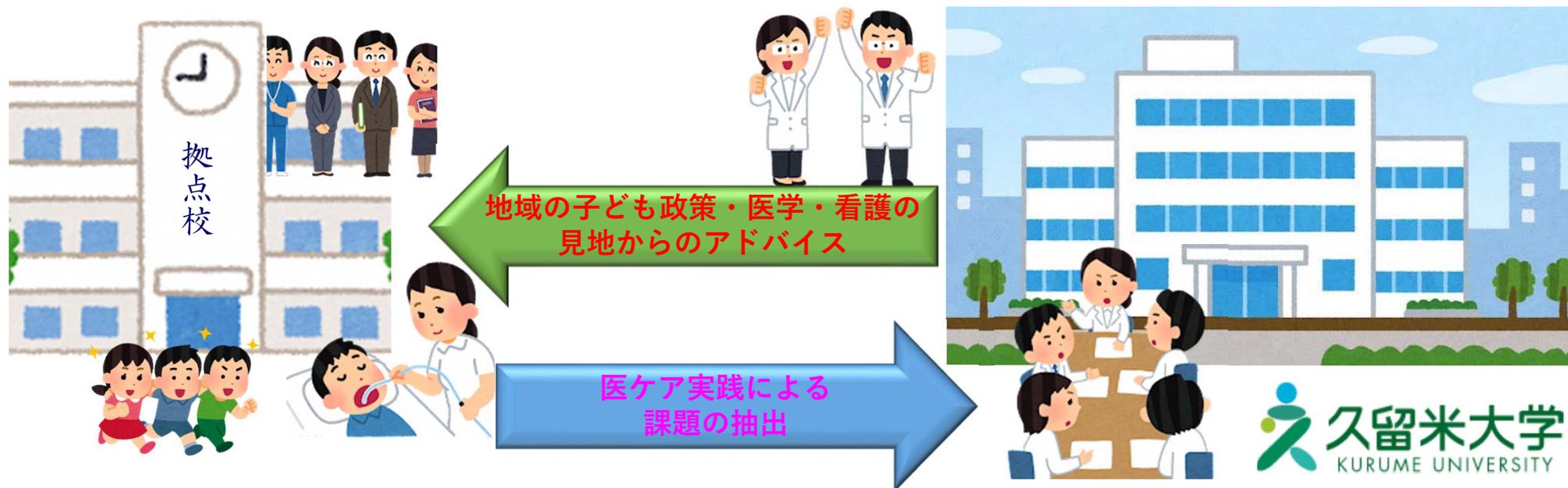
別紙「覚書」のとおり

(3) 令和4年度の連携協力の具体的な内容

別紙「令和4年度の連携協力内容確認書」のとおり

2 協定締結式について

- 令和3年12月28日（火）11時
市庁舎 9階 レクチャールーム



小中学校それぞれの**拠点校**で医療的ケアを実施

拠点校は以下の点を考慮して決定

- ・ 久留米大学との連携のしやすさ
- ・ 訪問看護事業者の受託の可否
- ・ 既存特別支援学級との調整（病弱学級の設置可否）
- ・ 受け入れ可能な施設設備の有無（空き教室やE Vなど）

想定している学校

小学校
鳥飼

中学校
北野
特支（北野）

覚書

久留米市（以下「甲」という。）及び久留米大学（以下「乙」という。）は、久留米市立小学校及び久留米市立中学校（以下「久留米市立小中学校」という。）において甲が実施する医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。以下同じ。）について、相互が連携し、及び協力することについて、以下のとおり合意する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲が久留米市立小中学校で行う医療的ケアの実施における安全を確保し、もって医療的ケア対象児童生徒及びその保護者、並びに医療的ケアに関わる看護師及び教職員の安心の維持向上を図ることを目的とする。

（連携協力の内容）

第2条 医療的ケアの実施に係る連携協力の内容については、別に定める。

2 甲及び乙は、前項に規定する連携協力の内容について協議するため、連絡会議を設置することができる。

（甲の役割）

第3条 甲は、医療的ケアの実施に当たり乙による連携協力が円滑に行われるよう、乙が求める必要な情報を可能な範囲で提供するとともに、必要となる物品等を準備し、かつ、必要な財政措置に努めるものとする。この場合において、その内容については予め双方で協議を行うものとする。

2 前項に規定する乙が求める必要な情報の提供のうち、医療的ケア対象児童生徒に係るものについては、原則としてその保護者の同意のもと提供するものとする。

（乙の役割）

第4条 乙は、甲に対し医療的ケアの実施において次に掲げる協力を行うものとする。

(1) 医学部（附属病院を含む） 医療的ケアの実施に係る技術的助言

(2) 医学部看護学科 医療的ケアの実施に係る技術的助言

(3) 人間健康学部総合子ども学科 医療的ケアの実施に関する基本的な方針及び今後の方向性に関する助言

（秘密の保持）

第5条 乙は、この覚書に基づき甲が行う医療的ケアに協力した際に知り得た個人情報その他の秘密を第三者に漏らし、又はその目的以外に使用してはならない。本医療的ケアが終了した後においても同様とする。

2 乙は、医療的ケアの協力に際し、個人情報等を取り扱う者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された者以外のものが当該個人情報にアクセスすることがないようにしなければならない。

- 3 甲及び乙は、医療的ケアの円滑な実施に支障が生じる恐れがある事故又は事件の発生（発生する恐れがある場合を含む。）を了知したときは、当該事故又は事件の帰責の如何に関わらず直ちにその旨をお互いに報告するものとする。

（暴力団排除措置による解除）

第6条 甲及び乙は、福岡県警察からの通知に基づき、次の各号の一に該当するときは、本覚書を解除することができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6項の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等となっているとき。
- (3) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 暴力団員等である事実を知らずに、暴力団員等を雇用又は使用している場合であって、当該事実の判明後すみやかに、解雇に係る手続きや契約の解除など適正な是正措置を行わないとき。
- (5) 自大学、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 甲及び乙は、前項の規定に反する事項が判明した場合、直ちにその事実を報告するものとする。

3 甲及び乙は、前二項の規定に違反した場合、本覚書の他の規定にかかわらず、かつ催告その他何らの手続及びいかなる損害の補償も要せず、直ちに、本覚書を解除することができる。

（有効期間）

第7条 本覚書は、締結の日から有効なものとし、どちらかの解除の申出がない限り継続するものとする。

2 前項の申出は、当該申出を行った時点において医療的ケアが行われている場合は、当該医療的ケアが完了するまでの期間において、当該医療的ケアが円滑に実施されるよう十分な期間をもって行わなければならない。

(協議事項)

第8条 本覚書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書の締結の証として本書を3部作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年12月28日

甲 久留米市城南町15番地3
久留米市
久留米市長

久留米市城南町15番地3
久留米市
久留米市教育委員会教育長

乙 久留米市旭町67番地
久留米大学
久留米大学学長

令和4年度 医療的ケアにかかる連携協力内容確認書

久留米市と久留米大学が締結する覚書の第2条第1項に規定する連携協力内容は、次のとおりとする。

1 連携協力により医療的ケアを実施する学校及び医療的ケア対象児童生徒の氏名

- ①久留米市立鳥飼小学校
- ②久留米市立北野中学校

2 連携協力の具体的な内容

	関係機関	内容
久留米大学	医学部 (附属病院を含む)	(1)医療的ケアの実施において安全と安心の維持向上を図ること ①教職員に対する医療的ケア対象児童生徒の疾病の構造や留意点の説明 ②医療的ケア対象児童生徒個人毎の対応への助言等 ③学校配置看護師への助言や連携 ④学校側で準備する設備や物品等への助言 ⑤その他、安全と安心の維持向上につながること (2)緊急時等への対応に関すること ①学校が作成する「緊急対応マニュアル」の監修 ②医療的ケア対象児童生徒の状態が通常とは異なる場合の対応についての助言 ③その他、緊急時等への対応に関すること
	医学部看護学科	(1)医療的ケアの実施において安全と安心の維持向上を図ること ①教職員や保護者に対する医療的ケアの研修 ②学校配置看護師の役割(医療的ケアの範囲や実施内容等)への助言 ③学校側で準備する設備や物品等への助言 ④その他、安全と安心の維持向上につながること (2)緊急時等への対応に関すること ①学校が実施する「緊急時対応研修」への参加と助言 ②その他、緊急時等への対応に関すること (3)学校における医療的ケアの実施の人材育成に関すること
	人間健康学部 総合子ども学科	(1)学校における医療的ケアを実施する中で見えてきた課題等に対する解決策等の提言 (2)医療的ケア対象児童生徒の進路に関する久留米市の支援の在り方の研究 (3)その他、学校における医療的ケアの実施に関する総括
久留米市		(1)久留米大学が求める必要な情報の提供 (2)医療的ケアに際し、必要となる物品等の準備や購入 (3)医療的ケアに際し、必要な財政措置 (4)医療的ケアに関する教育・研修の環境整備

令和 年 月 日

久留米市教育部長

印

久留米大学総合企画部長

印